

令和 8 年 5 月 2 7 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和 2 年（ワ）第 3 2 9 8 9 号 不正競争行為差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和 8 年 1 月 2 7 日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 シ ン ク パ ワ ー

同訴訟代理人弁護士 田 中 豊
北 村 亮 典
鎌 形 尚

10

被 告 株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ

同訴訟代理人弁護士 早 稲 田 祐 美 子
木 下 駿

15

主 文

- 1 本件訴えのうち、別紙 1 同期歌詞データ目録記載の同期歌詞データを第三者
に開示し又は自ら使用することの差止めを求める部分及び同データの消去を求
める部分をいずれも却下する。
- 20 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 被告は、別紙 1 同期歌詞データ目録記載の同期歌詞データを第三者に開示し
又は自ら使用してはならない。
- 25 2 被告は、前項の同期歌詞データを消去せよ。

3 被告は、別紙2プログラム目録1記載のプログラムを第三者に開示し又は自ら使用してはならない。

4 被告は、別紙3プログラム目録2記載のプログラムを消去せよ。

5 被告は、第3項のプログラムを複製、翻案してはならない。

5 6 被告は、第4項のプログラムを消去せよ。

7 被告は、原告に対し、3億6000万円及びうち1億円に対する令和2年1月2月1日から支払済みまで、うち2億6000万円に対する令和7年4月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

8 被告は、原告に対し、3億6000万円及びうち1億円に対する令和2年1月2月1日から支払済みまで、うち2億6000万円に対する令和7年4月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、(1)被告が、限定提供データである原告の同期歌詞データを不正に取得、使用及び開示したとして、これが不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項11号所定の不正競争に当たると主張して、
①不競法3条1項及び2項に基づく別紙1同期歌詞データ目録記載の楽曲の同期歌詞データ（以下「本件差止対象データ」という。）の使用及び開示の差止め並びに消去（請求の趣旨1項、2項）、②不競法4条に基づく損害賠償金3億6000万円（侵害期間は平成30年4月1日から令和7年3月31日まで）及び遅延損害金の支払（請求の趣旨7項）を、(2)被告が、原告の営業秘密であり、著作物である別紙2プログラム目録1記載のプログラム（以下、併せて「本件SDK」という。）について、①使用及び開示したとして、これが不競法2条1項7号所定の不正競争に当たると主張して、不競法3条1項及び2項に基づく本件SDKの使用及び開示の差止め並びに別紙3プログラム目録2記載のプログラム（以下「ソケットSDK」という。）の消去（請求の趣旨3項、4項）、②複製又は翻案したとして、著作権法112条1項及び2項に基づく

本件SDKの複製、翻案の差止め及びソケットSDKの消去（請求の趣旨5項、6項）、③不競法4条又は著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償金3億6000万円（侵害期間は上記(1)と同じ）及び遅延損害金の支払（請求の趣旨8項）を求める事案である。

- 5 1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下、枝番号のある証拠について枝番号を記載しない場合は、全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者等

10 ア 原告は、ソフトウェアの企画、設計、開発、保守及び販売並びに請負、インターネットなどの通信回線を利用した各種情報の収集、処理、分析、サービス提供及び販売等を目的とする株式会社であって、同期歌詞データ（スマートフォン等で楽曲を再生するときに、画面上で当該楽曲の歌詞を当該楽曲の進行に併せて色を変えながら表示する機能（以下「同期歌詞表示機能」という。）を実現するためのデータ）を作成し、音楽配信事業者
15 に対して同期歌詞データを提供する事業を行っている。（甲2）

イ 被告は、音楽、映像のデータの配信等を業とする株式会社であって、同期歌詞データを作成し、音楽配信事業者に対して同期歌詞データを提供する事業を行っている。（甲2、3）

20 ウ 株式会社レコチョク（以下「レコチョク」という。）は、音楽配信サービスの企画及び運営等を業とする株式会社であって、音楽配信サービスに関する事業を行っている。

(2) レコチョクの音楽配信サービスと同期歌詞表示機能

25 レコチョクとの間で音楽配信契約を締結したユーザーは、レコチョクの提供する音楽再生アプリケーション（以下「本件アプリ」という。）をスマートフォン等にインストールし（以下、本件アプリをインストールしたユーザーのスマートフォン等を「ユーザー端末」という。）、本件アプリで楽曲を再

生すると、ユーザー端末が当該楽曲に対応する同期歌詞データをサーバーから受信し、同期歌詞表示機能を使用することができる。(甲 2)

(3) 原告によるレコチョクに対する本件 SDK 及び同期歌詞データの提供

ア 原告の従業員は、原告の発意に基づいて、本件 SDK を職務上作成したものであり、その作成時における原告の就業規則等には、その著作権者について別段の定めはなかった。原告は、平成 25 年 3 月から平成 27 年 12 月にかけて、レコチョクに対し、本件 SDK を順次納品した。(甲 12 ないし 16、48、73)

イ レコチョクは、被告にレコチョクの基幹システムの開発を委託し、同システムに連携した形で原告から同期歌詞データの提供を受けることを検討していたことから、原告は、平成 25 年 7 月 13 日、被告に対し、本件 SDK (別紙 2 プログラム目録記載 2 のもの) に係る仕様書を交付した。(甲 18)

ウ レコチョクは、平成 25 年 12 月 18 日頃、原告との間で、データ提供契約を締結し (以下「本件データ提供契約」という。)、本件 SDK を組み込んだ本件アプリ及び原告が作成した同期歌詞データを利用した音楽配信サービスの提供を開始した。(甲 4 ないし 10)

エ 本件データ提供契約は、レコチョクが、平成 29 年 3 月、原告から同期歌詞データの提供を受ける必要はなくなったとの理由で本件データ提供契約の終了を申し出たことから、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了した。

(4) 被告によるレコチョクに対するソケット SDK 及び同期歌詞データの提供

ア 被告は、ソケット SDK を作成し、平成 29 年 12 月頃、レコチョクに対してソケット SDK を納品した。

イ レコチョクは、遅くとも平成 29 年 12 月頃から令和 7 年 3 月 31 日まで、ソケット SDK を組み込んだ本件アプリ及びソケットから提供された同期歌詞データ (以下「ソケット同期歌詞データ」という。) を利用して

音楽配信サービスを提供した。

ウ 被告は、ソケット同期歌詞データを、「h t t p s : / / 以下省略」の参照先として指定されているデータベース（以下「本件データベース」という。）に格納してレコチョクに提供した。

5 (5) 本件訴訟の経過

原告は、令和2年12月25日、被告及びレコチョクに対し、同期歌詞データの使用の差止め、ソケットSDKの使用の差止め及び損害賠償等を求めて本件訴訟を提起した。

その後、原告とレコチョクの間では、本件弁論準備手続期日において、訴訟上の和解が成立した。（甲72）

2 争点

(1) 本案前の争点

本件差止対象データに係る差止め等の訴えの特定の有無（争点1）

(2) 本案の争点

15 (限定提供データに係る不正競争)

ア 被告が同期歌詞データを不正の手段により取得し、使用又は開示したか（争点2）

イ 同期歌詞データが限定提供データに該当するか（争点3）

(本件SDKに係る著作権侵害)

20 ウ ソケットSDKが本件SDKを複製又は翻案したものであるか（争点4）
(本件SDKに係る不正競争)

エ 本件SDKが営業秘密に該当するか（争点5）

オ 被告が営業上の利益を図り又は原告に損害を加える目的で本件SDKを使用又は開示したか（争点6）

25 (共通)

カ 差止めの必要性（争点7）

キ 損害の発生及びその額（争点８）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点１（本件差止対象データに係る差止め等の訴えの特定の有無）について

5 (原告の主張)

別紙１ 同期歌詞データ目録のとおり、本件差止対象データは、曲名、アーティスト名及びアルバム名により特定される楽曲演奏に係る同期歌詞データと特定されており、一つの楽曲演奏について複数の同期歌詞データを保有することはないから、本件差止対象データに係る差止め等の訴えの特定に欠ける

10 ところはない。

(被告の主張)

本件差止対象データは、曲名、アーティスト名及びアルバム名により楽曲を特定するものであるが、同じ楽曲に係る同期歌詞データであっても、異なる同期パターンのもので複数存在し、どの同期歌詞データか明らかでないから、差止め等の対象の特定を欠く。

15

(2) 争点２（被告が同期歌詞データを不正の手段により取得し、使用又は開示したか）について

(原告の主張)

ア 被告は、原告が保有していた同期歌詞データを不正の手段により取得した。被告が取得した同期歌詞データは、平成３０年１月９日時点で原告が保有していた別紙１ 同期歌詞データ目録記載の楽曲演奏に係る同期歌詞データと特定する（以下「本件同期歌詞データ」という。）。すなわち、原告が、同日、レコチョクの役員に対し、原告の同期歌詞データをレコチョクが流用している旨の警告をしたことからすれば、被告は、それまでの間、原告の同期歌詞データを不正の手段により取得していたことが推認され、被告が不正の手段により取得した原告の同期歌詞データは、同日時点で原

20

25

告が保有していた同期歌詞データ（本件同期歌詞データ）である。

その後、被告は、平成29年12月頃から令和7年3月まで、不正取得行為により取得した本件同期歌詞データを、ソケット同期歌詞データとして、①レコチョクに提供し、又は②レコチョクと音楽配信契約を締結したユーザーの求めに応じて配信して、使用又は開示した。

イ このことは、被告が不正取得の痕跡を残さずに本件同期歌詞データを取得することは技術的に可能であること（プロキシによるライセンスコードの取得）、本件同期歌詞データに基づく歌詞の表示と被告がレコチョクに提供していたソケット同期歌詞データに基づく歌詞の表示に不自然な一致（誤記の一致、正規の歌詞カードと異なる原告独自のルールに基づく表記及び改行箇所的一致、原告がレコード会社から独自に提供を受けたアーティストメッセージの一致、間奏等を示す表記の一致等）があることによって裏付けられている。

ソケット同期歌詞データが「ソケット同期歌詞自動生成システム」によって生成されたことは否認する。また、不一致部分は被告が故意に作り出したものであり、被告が本件同期歌詞データを不正取得したものと矛盾しない。

ウ 後記(3)（原告の主張）のとおり、本件同期歌詞データは限定提供データ（不競法2条7項）に該当するから、前記ア、イの被告の行為は不競法2条1項11号所定の不正競争に該当する。

（被告の主張）

ア 被告が本件同期歌詞データを取得したことは否認する。ソケット同期歌詞データは、被告が「ソケット同期歌詞自動生成システム」によって生成したものである。原告が主張する誤記等の一致は、上記システムのクローニング等により混入したものと説明することができる。かえって、本件同期歌詞データとソケット同期歌詞データは、時間指定データが完全には一

致しておらず、歌詞テキストにも不一致部分が存在するほか、全部が行同期であるか文字同期部分が含まれるかの点等でも異なっている。

イ 被告が本件同期歌詞データをレコチョクに提供したことは否認する。被告は、自ら生成したソケット同期歌詞データをレコチョクに提供していた。
また、被告は、レコチョクと音楽配信契約を締結したユーザーに同期歌詞データを配信していない。

ウ したがって、被告の行為は不競法 2 条 1 項 1 1 号所定の不正競争に該当しない。もとより、同号は平成 3 0 年 5 月 3 0 日法律 3 3 号の施行日である令和元年 7 月 1 日より前に行われた不正競争に適用はなく、被告が同日以後に不正競争を行ったことも立証されていない。

(3) 争点 3 (原告の同期歌詞データが限定提供データに該当するか) について
(原告の主張)

原告は、利用許諾契約を締結した音楽配信事業者に対して I D 及びパスワードの機能を有するライセンスコードを発行し、当該音楽配信事業者と音楽配信契約を締結したユーザーからの指示に従って、原告のサーバーから当該ユーザーに対して本件同期歌詞データを配信していた。また、平成 3 0 年時点で原告がサーバーに保有していた同期歌詞データは 6 1 万 3 4 7 2 曲分である。

したがって、本件同期歌詞データは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、管理されている技術上の情報であり、営業秘密に該当するものではないから、限定提供データ (不競法 2 条 7 項) に該当する。

(被告の主張)

不知。限定提供データに該当することは争う。

(4) 争点 4 (ソケット S D K が本件 S D K を複製又は翻案したものであるか) について

(原告の主張)

ア 被告は、平成29年7月25日から令和4年6月3日までの間に本件SDKに依拠してソケッツSDKを制作した。このことは、後記イのほか、ソケッツSDKと本件SDKとで、特徴的なクラス名が酷似していることからいえる。

イ ソケッツSDKは、別紙4-2ソケッツSDKクラス一覧表（以下、別紙4以下については、別紙の番号のみで特定する。）記載のクラスNo4のAppInfo（以下「AppInfo」という。）及びクラスNo3のAbstractXmlParser（以下「XmlParser」という。）と本件SDKの別紙4-1記載のクラスNo1のSpAppInfo（以下「SpAppInfo」という。）及び同クラスNo56のSpXmlParser（以下「SpXmlParser」という。）を対比すると、以下のとおり、基本的な仕組みや処理手順、ソースコードの表現について同一性を有しており、ソケッツSDKが本件SDKの表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、その結果、ソケッツSDKに接する者がプログラムの著作物（著作権法10条1項9号）である本件SDKの表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、ソケッツSDKは、本件SDKを複製又は翻案したものといえることができる。

(7) AppInfoとSpAppInfoの対比

a AppInfoとSpAppInfoは、いずれもWebAPIとの通信に必要な情報を提供するクラスであり、8個の情報にそれぞれ別個のインスタンス変数を用意し、インスタンス変数に対応するgetメソッドを介して情報提供するというプログラムの基本的な仕組みや各インスタンス変数を初期化する手順が同一である。

b 別紙5-1のとおり、AppInfoとSpAppInfoは、ソースコードの表現に同一性を有する部分が極めて多い（以下、同別紙

で着色している行を「本件対象部分1」という。なお、着色していない行はプログラムの表現ではないか、創作性がないことが明らかな部分等である。)。同別紙のAppInfoのソースコードは、被告がレコチョクに納品した平成29年8月9日以前のものを復元したものであり、同別紙のSpAppInfoのソースコードは、対比のために行を並べ替えたものである。被告は、本件訴訟提起時のAppInfoのソースコードは乙B41の3であると主張するが、これは被告がレコチョクに納品したものではない。また、プログラミング言語Java（以下「Java言語」という。）によって記述されたソースコードにおけるインスタンス変数が宣言される順番やメソッドが定義される順番はコンピューターへの指令ではない。

c そして、別紙5-3の「原告の主張」欄のとおり、No1ないし6の同一性を有する部分（以下、同表のNoに応じて「ポイント1」などという。）に創作性が認められるから、AppInfoからSpAppInfoの表現上の本質的特徴を直接感得することができる。ポイント7ないし12はSpAppInfoの表現上の本質的特徴を直接感得することを妨げるものではない。

(イ) XmlParserとSpXmlParserの対比

a XmlParserとSpXmlParserは、いずれも簡易なタグ構造で記述されたXMLデータの解析に共通する処理を定めたクラスであり、4個の異なるインスタンスメソッドが連携してXMLデータの解析を行う構成を有し、XMLデータを解析中にエラーが発生した場合、固有の例外クラスに変換して通知（スロー）するというプログラムの基本的な仕組みや処理手順が同一である。

b 別紙6-1のとおり、XmlParserとSpXmlParserは、ソースコードの表現に同一性を有する部分が極めて多い（以下、

同別紙で着色している行を「本件対象部分2」という。なお、着色していない行はプログラムの表現ではないか、創作性がないことが明らかな部分である。）。同別紙のXm l P a r s e rのソースコードは、被告がレコチョクに納品した平成29年8月9日以前のものを復元したものであり、同別紙のS p X m l P a r s e rのソースコードは、対比のために行を並べ替えたものである。被告が本件訴訟提起時のX m l P a r s e rのソースコードであるとする乙B41の2がレコチョクに納品されたものでないこと、インスタンス変数やメソッドが定義される順番に関する情報がコンピューターへの指令でないことは前記ア(イ)と同様である。

c. そして、別紙6-3の「原告の主張」欄のとおり、No1ないし7の同一性を有する部分（以下、同表のNoに応じて「ポイント(1)」などという。）に創作性が認められるから、Xm l P a r s e rからS p X m l P a r s e rの表現上の本質的特徴を直接感得することができる。ポイント(8)ないし(10)はS p X m l P a r s e rの表現上の本質的特徴を直接感得することを妨げるものではない。

(被告の主張)

ア 被告が、本件SDKに依拠してソケットSDKを制作したことは否認し、本件SDKがプログラム著作物に当たることは争う。

イ ソケットSDKについては、以下のとおり、本件SDKの表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、ソケットSDKに接する者が本件SDKの表現上の本質的特徴を直接感得することができるということとはできない。

(7) A p p I n f oとS p A p p I n f oの対比

a. プログラムの基本的な仕組みや処理手順はアイデアにすぎず、表現として保護されるものではない。そもそも、原告が主張するg e tメソッドによる情報提供はありふれた手法である上、A p p I n f oと

S p A p p I n f o は取り扱う情報が異なっているなど、有意な差がある。

b 原告は、A p p I n f o のソースコードを復元し、独自に行を並び替えて S p A p p I n f o と対比しているが、本訴訟提起時の A p p I n f o のソースコードは乙 B 4 1 の 3 であり、また、インスタンス変数が宣言される順番やメソッドが定義される順番もプログラムの表現に含まれるから、原告の対比は不適當である。A p p I n f o （復元）と S p A p p I n f o を対比しても、別紙 5－2 のとおり、対比の必要がある 1 5 9 行のうち、ありふれた表現である行が 7 0 行、表現が同一でない行が 8 3 行であり、また、ほとんどが創作的な表現といえない。

c そして、別紙 5－3 の「被告の主張」欄のとおり、ポイント 1 ないし 6 はいずれもありふれた表現であり、ポイント 7 ないし 1 2 のように表現が大きく異なる部分も存在する。

(イ) X m l P a r s e r と S p X m l P a r s e r の対比

a 前記ア(ア)のとおり、プログラムの基本的な仕組みや処理手順は表現として保護されるものではない。また、原告が主張する処理手順はいずれもありふれた手法である。

b 原告は、X m l P a r s e r のソースコードを復元し、独自に行を並び替えて S p X m l P a r s e r と対比しているが、本訴訟提起時の X m l P a r s e r のソースコードが乙 B 4 1 の 2 であること等から原告の対比が不適當であることは前記ア(イ)と同様である。X m l P a r s e r （復元）と S p X m l P a r s e r を対比しても、別紙 6－2 のとおり、対比の必要がある 8 5 行のうち、ありふれた表現である行が 5 1 行、表現が同一でない行が 3 2 行であり、また、ほとんどが創作的な表現といえない。

c　そして、別紙６－３の「被告の主張」欄のとおり、ポイント(1)ないし(7)はいずれもありふれた表現であり、ポイント(8)ないし(10)のように表現が大きく異なる部分も存在する。

(5) 争点５（本件ＳＤＫが営業秘密に該当するか）について

5　（原告の主張）

本件ＳＤＫは、音楽配信事業者が効率的に同期歌詞データを配信することを目的として原告が開発したプログラムであり、原告の取締役以上の役職者及び秘密保持契約を締結した従業員しかアクセスできない社内ＮＡＳ内で管理されている。また、原告は、同期歌詞データの利用許諾契約又は秘密保持
10　契約を締結した音楽配信事業者にしか本件ＳＤＫを開示しておらず、仕様書等に「C o n f i d e n t i a l」と表示している。

したがって、本件ＳＤＫは、秘密として管理されている事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないものであるから、営業秘密（不競法２条６項）に該当する。

15　（被告の主張）

不知又は争う。

(6) 争点６（被告が営業上の利益を図り又は原告に損害を加える目的で本件ＳＤＫを使用又は開示したか）について

（原告の主張）

20　原告から本件ＳＤＫの開示を受けた被告は、平成２９年７月２５日から令和４年６月３日までの間に、本件ＳＤＫを参照してソケッツＳＤＫを制作し、平成２９年１２月１２日以降、レコチョクに対してソケッツＳＤＫを納品したのであるから、営業上の利益を図り又は原告に損害を加える目的で、営業秘密である本件ＳＤＫを使用し、開示したものといえる。

25　したがって、被告の上記各行為は不競法２条１項７号所定の不正競争に該当する。

(被告の主張)

被告がソケッツ S D K を制作してレコチョクに納品したことは認め、その余は不知又は否認ないし争う。

(7) 争点 7 (差止めの必要性) について

5 (原告の主張)

ア 本件差止対象データについて

被告は、レコチョクへの本件同期歌詞データの提供終了後も、他社に本件同期歌詞データを提供している。被告が新しい同期歌詞自動生成システムによって生成した同期歌詞データを提供しているとする証拠もない。
10 したがって、被告は本件差止対象データを開示又は使用のおそれがあり、差止めの必要がある。

イ 本件 S D K の開示又は使用について

被告は、ソケッツ S D K の提供を終了したものの、本件 S D K を使用して一部を変更したソケッツ S D K を他社に提供することは技術的に可能
15 であるから、本件 S D K を開示又は使用のおそれがあり、差止めの必要性がある。

(被告の主張)

ア 本件差止対象データについて

被告は、令和 7 年 3 月 3 1 日にレコチョクとの契約を解消してソケッツ同期歌詞データの提供を終了し、従前のソケッツ同期歌詞データは全
20 て廃棄した。したがって、仮に差止めの対象が特定されていたとして、被告が、今後、不正に取得して開示又は使用した限定提供データとされるソケッツ同期歌詞データを開示又は使用のおそれはない。

イ 本件 S D K の開示又は使用について

ソケッツ S D K は、レコチョクの音楽配信アプリ専用に作成したもので
25 あり、被告は、令和 7 年 3 月 3 1 日にレコチョクとの契約を解消してソ

ケッツSDKの提供を終了した。したがって、被告が、今後、本件SDKを使用して一部を変更したとされるソケッツSDKを開示又は使用するおそれはない。

(8) 争点8（損害の発生及びその額）について

5 (原告の主張)

被告が、平成30年4月1日から令和7年3月31日までの間に、本件同期歌詞データに係る不正競争、本件SDKに係る不正競争及び著作権侵害によって受けた営業上の利益は、合計7億2000万円を下らない。

そして、本件同期歌詞データに係る不正競争によって原告に生じた不競法
10 5条2項所定の損害額、本件SDKに係る不正競争又は本件SDKの複製若しくは翻案によって原告に生じた同項又は著作権法114条2項所定の損害額は各3億6000万円を下らない。また、このうち、令和2年12月1日までに生じた損害は各1億円を下らない。

(被告の主張)

15 争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件差止対象データに係る差止め等の訴えの特定の有無）について

(1) 原告は、令和2年12月25日付け訴状において、差止め等の対象を「本
件データベースに格納されている同期歌詞データ」としていたところ、被告
20 から、データの特定を欠き、訴えを却下すべきであるという指摘、レコチョクから、本件データベースには本件データ提供契約終了後も日々新たに制作される楽曲に関するデータが膨大に格納されており、上記同期歌詞データの全ての差止め等を求める法的根拠は明らかでないという指摘を受け、令和4年9月13日付け訴え変更申立書において、差止め等の対象を、本件データ
25 ベースに格納されている同期歌詞データのうち、平成30年1月9日時点で原告が保有していた同期歌詞データと同じ楽曲演奏に係る同期歌詞データに

限定するとして、「本件データベースに格納されている別紙1 同期歌詞データ目録記載の同期歌詞データ」に変更した（以下「特定後同期歌詞データ」という。）。その後、これを前提として請求原因の主張をし、これに基づいて審理が進められ、令和4年12月15日には、裁判所及び当事者との間で、不正競争を理由とする請求について、最終的に主張を整理した書面を提出することはあり得るが、今後、新しい主張立証をすることはない旨の確認がされた。原告は、令和7年8月5日付け訴えの変更申立書において、差止等の対象から、「本件データベースに格納されている」との限定を除く変更をし、被告から、本件差止対象データに係る同期歌詞データは異なる同期パターン
5
10
15
20
25

- (2) 原告は、請求原因として、被告が、原告の保有する本件同期歌詞データを不正に取得したこと、レコチョク又はレコチョクと音楽配信契約を締結したユーザーにソケッツ同期歌詞データを提供又は配信したこと、ソケッツ同期歌詞データは本件同期歌詞データであることを主張するところ、本件差止対象データは、ソケッツ同期歌詞データの格納先により特定された特定後同期歌詞データと異なり、データの所在（格納先）による限定がなく、楽曲演奏のみによって特定されている。そして、被告は、第三者に対して同期歌詞データを提供する事業を行っているのであるから（前提事実(1)イ）、本件差止対象データに、口頭弁論終結日までに被告が作成、保有するに至った原告が保有していたという本件同期歌詞データともソケッツ同期歌詞データとも無関係の同期歌詞データが含まれる可能性を払拭することはできない。

この点について、原告は、本件差止対象データは、曲名、アーティスト名及びアルバム名により特定される楽曲演奏に係る同期歌詞データと特定されており、一つの楽曲演奏について複数の同期歌詞データを保有することはないから、本件差止対象データに係る差止め等の訴えの特定に欠けるところは

ないと主張するのみであり、前記(1)のと通りの審理経過や上記請求原因の主張等に照らして、本件における審判対象を的確に特定していないものといわざるを得ない。

- (3) したがって、本件差止対象データの特定は不十分というべきであるから、
5 本件訴えのうち、本件差止対象データを第三者に開示し又は自ら使用することの差止めを求める部分及び本件差止対象データの消去を求める部分は、いずれも訴えの特定を欠き、不適法である。

なお、仮に、本件差止対象データが、曲名、アーティスト名及びアルバム名により特定される楽曲演奏に係る同期歌詞データとして特定されるすべての同期歌詞データを含むものとして訴えの特定を欠くとまではいえないとしても、後記2のとおり、同期歌詞データに係る不正競争について不競法4条の適用が認められないのと同様に、同法3条の適用は認められないから、本件訴えのうちの上記部分に係る請求、すなわち、同期歌詞データに係る不正競争を理由とする同法3条に基づく損害賠償請求は理由がない。

- 15 2 争点2（被告が同期歌詞データを不正の手段により取得し、使用又は開示したか）について

本件差止対象データに係る差止め等の訴えが特定を欠き不適法であることは前記1で説示したとおりであるが、不競法4条に基づく損害賠償請求との関係で、争点2について検討する。

- 20 (1) 原告は、被告が、限定提供データを不正に取得し、使用又は開示したと主張する。

平成30年5月30日法律33号による改正後の同法3条及び4条の規定は、同法律の施行日である令和元年7月1日より前に行われた同法2条1項11号所定の不正取得行為に係る同号所定の不正競争については、施行日以後に行われる開示行為を除いて適用されない（平成30年5月30日法律3
25 3号附則2条1項本文及び同項1号）。したがって、被告の行為について同

法4条を適用するためには、時的要素として、①被告が令和元年7月1日以後に限定提供データの不正取得行為をしたか、②被告による不正取得行為が同日より前である場合には、同日以後に限定提供データの開示行為をしたことを要する。そこで、まず、上記時的要素の点について検討する。

5 (2) 本件同期歌詞データの取得について

原告は、被告が、レコチョクに対して同期歌詞データを提供するのに先立って、本件同期歌詞データを不正の手段により取得したことを主張するものの、その時期については具体的な特定をしていない。もっとも、原告は、不正取得行為の対象となった同期歌詞データの範囲を原告が平成30年1月9日10 に保有していた楽曲として特定し、その根拠として、被告は、原告がレコチョクの役員に対し同期歌詞データに係る侵害警告をした同日までの間、原告の同期歌詞データを不正の手段により取得していたことが推認されることを挙げる。このような原告の主張を前提とすると、被告が不正の手段により本件同期歌詞データを取得したのは同日までというのであるから、被告による15 取得行為は、令和元年6月30日以前であることになる。

また、被告が、令和元年7月1日以後に本件同期歌詞データを取得したことを認めるに足る証拠はない。

このように、被告が、令和元年7月1日以後に本件同期歌詞データを取得したことの主張立証はないから、前記(1)の①の構成による不競法4条の適用20 は認められない。

(3) 本件同期歌詞データの開示について

ア 原告は、被告が、平成29年12月頃から令和7年3月まで、本件同期歌詞データをソケット同期歌詞データとして、レコチョクに提供し、又は25 レコチョクと音楽配信契約を締結したユーザーの求めに応じて配信したと主張する。

イ このうち、被告が本件同期歌詞データをレコチョクに提供したとの主張

について、被告は、被告がソケッツ同期歌詞データをレコチョクに提供したという限度で認めている。前記(2)のとおり、原告の主張は、被告が、本件同期歌詞データを平成30年1月9日までに取得したことを前提に、これをソケッツ同期歌詞データとして、レコチョクに提供したとするものであると解されるところ、被告が、本件同期歌詞データを取得したとされる同日から約1年半が経過した令和元年7月1日まで、ソケッツ同期歌詞データをレコチョクに提供していなかったとは考え難い。加えて、レコチョクは、平成29年12月頃に同期歌詞データの提供元を原告から被告に切り替え、その前後を通じてユーザーに音楽配信サービスを提供していたのであるから（前記前提事実(3)及び(4)）、この意味からも、被告が、令和元年7月1日まで別紙1同期歌詞データ目録記載の膨大な数の楽曲に係る同期歌詞データをレコチョクに提供していなかったとは考え難い。

また、被告が、ソケッツ同期歌詞データを同日以後にレコチョクに提供したことを認めるに足る証拠もない。

ウ 次に、被告がレコチョクと音楽配信契約を締結したユーザーの求めに応じて、ソケッツ同期歌詞データとして本件同期歌詞データの配信を行ったとの主張について、被告は事実を否認している。楽曲を再生するユーザーに対して、当該楽曲に係る同期歌詞データを配信する行為は限定提供データの「使用」には当たり得ても、「開示」には当たらないと考えられるが、この点を措くとしても、レコチョクではなく被告がレコチョクのユーザーに対する配信を行ったことを認めるに足る的確な証拠はないから、原告の主張する事実を認めることはできない。

エ このように、被告が、令和元年7月1日以後にソケッツ同期歌詞データを開示したことの立証はないから、ソケッツ同期歌詞データが本件同期歌詞データであるかに関わらず、前記(1)の②の構成による不競法4条の適用は認められない。

(4) したがって、その余の点を判断するまでもなく、同期歌詞データに係る不正競争を理由とする不競法4条に基づく損害賠償請求は理由がない。

3 争点4（ソケットSDKが本件SDKを複製又は翻案したものであるか）について

5 (1) 認定事実

前記前提事実、証拠（後掲各証拠のほか、甲41ないし47、55、56、58ないし60、68、70、71、74、乙B34、35、39ないし43（ただし、いずれも後記認定に反する部分を除く。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

10 ア 本件SDK及びソケットSDKの目的及び機能

本件SDK及びソケットSDKは、いずれもAndroid端末向けの
本件アプリに組み込まれ、本件アプリに、同期歌詞表示機能を付加する
ためのプログラムであり、WebAPI（データベースの中から必要な
同期歌詞データを取得する機能を有するサーバー上のプログラム）を介
して必要な同期歌詞データに係る情報をサーバーにリクエストし、サー
15 ーバーからのレスポンスであるXMLデータを解析し、解析結果をユーザ
ー端末の画面に表示する機能を有する。ソースコードはいずれもJava
a 言語で記述されている。

イ 本件SDKの構造等

20 (ア) クラス構成

本件SDKは、別紙4-1記載のとおり、56個のクラス（特定の対
象や役割を持つ、データやそれに関連する処理をまとめたソースコード
の集合）によって構成されており、これらが連携して前記アの機能を実
現する。

25 (イ) SpAppInfoの構造等

SpAppInfoは、サーバーのWebAPIとの通信に必要な情

報を提供するクラスであり、本件SDKに対して、①WebAPIのライセンスコード、②WebAPIのテスト利用、③ユーザーのID、④ユーザーの通信キャリア、⑤アプリのパッケージ名、⑥アプリの名前、⑦アプリのバージョン名及び⑧アプリのバージョン番号の情報（以下「情報①」などという。）を提供する機能を有する。

本件対象部分1におけるソースコードの内容は、概要、(i)情報①ないし⑧に対応するインスタンス変数（クラスの中で定義され、クラスのどこでも使用することができ、クラスのオブジェクトが作成されるときに初期化される変数）として、別紙5-3「No1」「内容」欄のとおり
のインスタンス変数①ないし⑧を設定し、(ii)コンストラクタ（クラスからオブジェクトを生成する際に使用され、オブジェクトが利用される前に必要な準備を行うメソッド）を使用して初期化メソッドを呼び出し、(iii)初期化メソッド①ないし③を使用してインスタンス変数①ないし⑧を初期化（値を代入）し、(iv)対応するgetメソッド（インスタンス変数の値を返すメソッド）を使用して情報を取得し、情報①ないし⑧を本件SDKに提供するというものである。

SpAppInfoのソースコードは、別紙5-1の該当欄のとおりであり（別紙5-2もソースコードの記載は同じ。）、package文、import文、空白行及びコメント行（以下「空白行等」と総称する。）を含めて合計235行で記載されている。このうち、本件対象部分1のソースコードは合計89行である（ただし、原告が比較のために並べ替える前の行数は各対比表の「SpAppInfoソースコード」の「行」欄のとおりである。）。

(ウ) SpXmlParserの構造等

SpXmlParserは、簡易なXML形式で記述されたXMLデータの解析に共通する処理を定めたクラスである。それぞれ①St

ring型、②Reader型及び③InputStream型の引数をとるインスタンスメソッド（プログラムの実行時にオブジェクトの一部として機能する処理に係るメソッド）、④XmlPullParser（オープンソースであるAndroid SDKに付属するXMLパーサー）のインスタンスを引数として実際にXMLデータを解析するインスタンスメソッド（以下、これらのインスタンスメソッドを、それぞれ「parseメソッド①」などという。）並びにコールバックメソッド（特定のイベント発生時にのみ処理を行うことができるメソッド）として機能する3個の抽象メソッド（クラスにシグネチャのみ宣言され、実行できる指令を持たないインスタンスメソッド）によって構成されている。

本件対象部分2におけるソースコードには、上記のようなparseメソッド①ないし④の処理や3個の抽象メソッドについて記載されているほか、(i)繰り返しの処理の中で読み込んだXMLの要素（開始タグ、テキスト及び終了タグ等）に応じて処理を分岐し、分岐した処理の中でXMLデータの要素に応じたコールバックメソッドを呼び出し、イベントとして通知（スロー）するという処理（以下「解析通知処理」という。）や、(ii)XMLデータの解析中にエラーが発生した場合にエラーの内容を表す例外オブジェクト①又は②（いずれもAndroid SDKに付属するもの）を本件SDKに固有の例外クラスに変換して通知するという処理（以下「例外処理」という。）についても記載されている。

S p X m l P a r s e r のソースコードは、別紙6-1の該当欄のとおりであり（別紙6-2もソースコードの記載は同じ。）、空白行等を含めて合計145行で記載されている。このうち、本件対象部分2のソースコードは合計56行である（ただし、原告が比較のために並べ替える前の行数は各対比表の「S p X m l P a r s e r のソースコード」の

「行」欄のとおりである。).

ウ ソケッツSDKの構造等

(ア) クラス構成

ソケッツSDKは、別紙4-2記載のとおり、39個のクラスによって構成されており、これらが連携して前記アの機能を実現する。

(イ) AppInfoの構造等

AppInfoは、サーバーのWebAPIとの通信に必要な情報を提供するクラスであり、ソケッツSDKに対して、情報①ないし⑧に加えて、⑨WebAPIのURLの種別（接続環境）、⑩WebAPIのURLのホスト名、⑪WebAPIのURLのパス名、⑫WebAPIのアクセストークンの情報（以下「情報⑨」などという。）を提供する機能を有する。さらに、情報⑩及び⑪についてはMap（キーと値をセットにして扱いたいときに使うデータ構造）を利用して情報提供を行い、サーバーを切り替えるというSpAppInfoにない機能を有している。

本件対象部分1におけるソースコードの内容は、概要、(i)情報①ないし⑧に対応する別紙5-3「No1」「内容」欄のと通りのインスタンス変数①ないし⑧（情報①及び④に関連するインスタンス変数として、SpAppInfoにはないapplicationID及びcarrierCodeも設定されているものの、これらはgetメソッドが設定されていない。）に加えて、情報⑨ないし⑫に対応するインスタンス変数⑨ないし⑫を設定し、(ii)コンストラクタを使用して初期化メソッドを呼び出し、(iii)初期化メソッド①②及びloadResourceを使用してインスタンス変数①ないし⑪を初期化し、(iv)対応するgetメソッドを使用して情報を取得し、情報①③④⑨ないし⑫をソケッツSDKに提供するというものである。

AppInfoについて、原告が被告から本件訴訟提起時点のものとして開示されたソースコード（乙B41の3）及びその変更履歴に係るGitレポジトリ（乙B42の3）に基づき平成29年7月25日時点のものとして復元したソースコードは、別紙5-1の該当欄のとおりであり（別紙5-2もソースコードの記載は同じ）、空白行等を含めて合計240行で記載されている。このうち、本件対象部分2のソースコードは合計141行である。

(ウ) XmlParserの構造等

XmlParserは、簡易なXML形式で記述されたXMLデータを解析するために共通する処理方法を定めたクラスである。parseメソッド①ないし④及びコールバックメソッドとして機能する3個の抽象メソッドに加えて、XMLの要素とオブジェクトのプロパティの自動マッピングというSpXmlParserにない機能を有するインスタンスメソッドcopyProperty（以下「copyPropertyメソッド」という。）によって構成されている。

本件対象部分2におけるソースコードの内容は、概ねSpXmlParserと同様のものであるが、copyPropertyメソッドにおいて、オブジェクトが指定の文字列と一致する名前の変数を持つ場合に指定の値をその変数に設定することも記載されている。

XmlParserについて、原告が被告から本件訴訟提起時点のものとして開示されたソースコード（乙B41の2）及びその変更履歴に係るGitレポジトリ（乙B42の2）に基づき平成29年7月25日時点のものとして復元したソースコードは、別紙6-1の該当欄のとおりであり（別紙6-2もソースコードの記載は同じ。）、空白行等を含めて合計95行で記載されている。このうち、本件対象部分2のソースコードは合計65行である。

エ 本件対象部分 1 及び 2 における対比

(ア) 本件対象部分 1

a プログラム構造

前記イ(イ)及びウ(イ)のとおり、本件対象部分 1 における A p p I n f o と S p A p p I n f o のソースコードは、(i)インスタンス変数①ないし⑧を設定し（ただし、別紙 5－3「N o 1」「内容」欄のとおりインスタンス変数の記述は異なる。）、(ii)コンストラクタを使用して初期化メソッドを呼び出し、(iii)初期化メソッドを使用してインスタンス変数①ないし⑧を初期化し、(iv)対応する g e t メソッドを使用して情報を取得するものとして記載されており、これらの点等において両者のプログラム構造は共通である。

他方、両者は、(v) A p p I n f o がインスタンス変数⑨ないし⑫を設定し、これらについても基本的には同様の手順で情報を取得するなどするものとして記載されている点においてプログラム構造が相違しており、インスタンス変数①ないし⑧に係る処理内容に限っても、(vi) A p p I n f o はインスタンス変数④の初期化を初期化メソッド①で行っているのに対し、S p A p p I n f o は初期化メソッド③で行い、インスタンス変数①ないし⑧の初期化の順序も完全には一致しない点、(vii) A p p I n f o は情報①ないし⑧のうち情報①③④だけをソケット SDK に提供している点等において、相違する。

b ソースコード

本件対象部分 1 における A p p I n f o（合計 1 4 1 行）と S p A p p I n f o（合計 8 9 行）のソースコードを対比すると、別紙 5－3「内容」欄記載のとおり、(I)対応する 8 個のインスタンス変数（インスタンス変数①ないし⑧）を使用し（ポイント 1）、(II)初期化メソッド①でインスタンス変数⑤、⑧、⑦、⑥、①、②の順に初期

化した上で、初期化メソッド②でインスタンス変数③を初期化する記載（ポイント2ないし4）、(Ⅲ)インスタンス変数①②のログを初期化メソッド①内でまとめて出力する記載及びインスタンス変数③のログを初期化メソッド②内で個別の値を読み込む都度出力する記載（ポイント5及び6）において、共通する。

他方、両者は、同別紙「内容」欄記載のとおり、少なくともポイント7ないし12において記載が相違している。すなわち、(Ⅳ)AppInfoはインスタンス変数⑨ないし⑫を設定し、情報⑨ないし⑫を取得するなどの処理（前記a(v)）を記載している点（ポイント7）、(Ⅴ)AppInfoはインスタンス変数④の初期化を初期化メソッド①で行う処理（前記a(vi)）を記載しているのに対し、SpAppInfoは初期化メソッド③で行う処理を記載している点（ポイント8）、(Ⅵ)AppInfoは取得した値をインスタンス変数⑤に代入しているのに対し、SpAppInfoはこれをローカル変数（インスタンス変数と異なり、そのブロック内でしか使用することができない変数）に代入している点（ポイント9）、(Ⅶ)AppInfoはインスタンス変数③の初期化等の処理を初期化メソッド②から切り出して記載しているのに対し、SpAppInfoはその処理を初期化メソッド②内に記載している点（ポイント10）、(Ⅷ)AppInfoはMap型変数を用いたインスタンス変数⑩⑪の処理を記載している点（ポイント11）、(Ⅸ)SpAppInfoはデコードした値をインスタンス変数①に代入する処理を記載している点（ポイント12）等において、相違する。

以上によれば、本件対象部分1のソースコードについて、AppInfoのうち少なくとも約44%の行は明らかに記載が相違し、また、別紙5-1「行」欄のとおり、ソースコードの記載の具体的順序は大

大きく異なる上、上記記載が共通する部分についてもソースコードの具体的記述は一致していない。

(イ) 本件対象部分 2

a プログラム構造

5 前記イ(ウ)及びウ(ウ)のとおり、`XmlParser`と`SpXmlParser`のソースコードは、`parse`メソッド①ないし④におけるXMLデータの解析、解析通知処理及び例外処理等が記載されており、これらの点等において両者のプログラム構造は共通である。

10 他方、両者は、`XmlParser`に、`SpXmlParser`には記載のない`copyProperty`メソッドの処理（前記ウ(ウ)）が記載されている点等において相違する。

b ソースコード

15 本件対象部分 2 における`XmlParser`（合計 65 行）と`SpXmlParser`（合計 56 行）のソースコードを対比すると、別紙 6-3「内容」欄のとおり、(I) `android.util`パッケージ（オープンソース）パッケージ内の`Xml.newPullParser`を利用して`XmlPullParser`のインスタンスを取得する記載（ポイント(1)）、(II) `parse`メソッド②③④に`try/catch`ブロックを記載し、`parse`メソッド④に`try/catch`文、`for`文及び`switch`文の 3 個の入れ子構造とする記載（ポイント(2)）、(III) コールバックメソッドに引数となる値を直接渡す記載（ポイント(3)）、(IV) 繰り返し処理に`for`文を用いる記載（ポイント(4)）、(V) 条件分岐処理に`switch`文を用いる記載（ポイント(5)）、(VI) コールバック呼び出し時の引数にスタック型のローカル変数を使用する記載（ポイント(6)）、(VII) 抽象メソッドを介してイベントを通知（コールバック）する記載（ポイント(7)）におい

20

25

て、共通する。

他方、両者は、同別紙「内容」欄記載のとおり、少なくともポイント(8)ないし(10)において記載が相違している。すなわち、(Ⅷ) `Xm l P a r s e r` は XML データをログ出力する処理を記載している点（ポイント(8)）、(Ⅸ) `Xm l P a r s e r` は `c o p y P r o p e r t y` メソッドの処理（前記ウ(り)）を記載している点（ポイント(9)）、(Ⅹ) `Xm l P a r s e r` は `p a r s e` メソッド②ないし④においてキャッチした例外オブジェクト①を固有の例外クラスに変換してから再スローする処理をコンストラクタに直接値を渡す方法で記載しているのに対し、`S p X m l P a r s e r` はローカル変数に値を格納する方法で記載している点（ポイント(10)）等において、相違する。

以上によれば、本件対象部分 2 のソースコードについて、`Xm l P a r s e r` のうち少なくとも約 30% の行は明らかに記載が相違し、また、別紙 6-1 のとおり、上記記載が共通する部分についてもソースコードの具体的記述は一致していない。

オ 記載が共通する部分について

(ア) 本件対象部分 1

a プログラム構造

インスタンス変数を設定し `g e t` メソッドを介して所定の情報を取得するという手法は `J a v a` 言語では一般的に使用されており、ウェブサイト（乙 B 38 の 2 ないし 5、乙 B 43 の 3 等）にも、そのような手法を用いたソースコードの記載例が掲載されている。

また、`g e t` メソッドを介して情報を取得するためにはインスタンス変数を初期化する必要があるところ、コンストラクタを使用して初期化メソッドを呼び出してインスタンス変数を初期化するという手法は `J a v a` 言語で一般的に使用されており、ウェブサイト（乙 B 34

の 10・12・19 ないし 31・37 ないし 39、乙 B 43 の 2・6) にも、そのような手法を用いたソースコードの記載例が掲載されている。

b ポイント 1 (インスタンス変数の使用)

5 インスタンス変数を使用せずに所定の情報を取得するソースコードを記載することもできるが、情報取得時に毎回同じ処理を実行する記載が必要になるため、情報取得を繰り返し実行する場合にはインスタンス変数を使用したときと比べてソースコードが長文化する。

c ポイント 2 ないし 4 (初期化メソッドを用いたインスタンス変数の
10 初期化)

 初期化メソッドを使用せずにインスタンス変数を初期化することもできるが、インスタンス変数を初期化する際に毎回処理を実行する記載が必要になるため、複数のインスタンス変数を初期化する場合には初期化メソッドを使用したときと比べてソースコードが長文化する。

15 ポイント 2 ないし 4 における 7 個のインスタンス変数の初期化の順番や各インスタンス変数をどの初期化メソッドで初期化を行うかによって処理内容に違いは生じない。

d ポイント 5 及び 6 (ログを出力する方法)

20 変数の値のログを出力する目的は主にデバッグ (プログラムのバグを見つけ出し、その原因を特定して修正するプロセス) であり、値を取得した直後に出力する方法やメソッドの処理の結果として後でまとめて出力する方法は一般的な手法である。ウェブサイト (乙 B 34 の 32 ないし 36) にも、ソースコードの記載例が掲載されている。

(イ) 本件対象部分 2

25 a プログラム構造

 任意の形式の XML データの解析に共通する処理を定めたクラスを

設け、`String`型、`Reader`型及び`InputStream`型の引数をとるインスタンスメソッドを用意し、`XmlPullParser`を使用してXMLデータを解析する手法は一般的に使用されており、書籍（横山隆司「`Google Android Web API`プログラミング入門」（乙B34の41、乙B43の4）。以下「本件書籍」という。）及びウェブサイト（乙B34の40・47・48）にも、`XmlPullParser`を用いた解析通知処理や、XMLデータ解析中にエラーが発生した場合の処理に係るソースコードの記載例が掲載されている。

b ポイント(1) (`XmlPullParser`のインスタンスを取得する方法 - `Xml.newPullParser`の利用)

`XmlPullParser`のインスタンスを取得する際に`Xml.newPullParser`を利用する方法と`XmlPullParserFactory.newPullParser`を利用する方法が一般的に使用されており、ウェブサイト（乙B35の5、乙B38の8・15、乙B43の24）でも、これらを利用して`XmlPullParser`のインスタンスを取得することが推奨されているほか、`Xml.newPullParser`を利用したソースコードの記載例等も掲載されている。

c ポイント(2) (例外処理 - 入れ子構造)

XMLデータの解析処理では、`for`文又は`while`文によってXMLデータを読み込む処理を繰り返し、`switch`文又は`if`文によって読み込んだXMLの要素に応じた分岐処理を行うのが一般的である。

また、`try/catch`文は例外処理に用いられる一般的な構文であり、ウェブサイト（乙B35の6、乙B43の5）にも、XML

データ解析中にエラーが発生した場合に例外オブジェクト①②を固有の例外クラスに変換して通知（スロー）する処理に `try/catch` 文を用いるソースコードの記載例が掲載されている。

さらに、本件書籍には、`parse` メソッド内で `try/catch` 文、`while` 文及び `switch` 文が入れ子構造になったソースコードの記載例が掲載されている。

d ポイント(3)（引数を直接渡す処理）

コールバックメソッドに戻り値を引数として渡す際に戻り値を直接渡す方法と戻り値をローカル変数に代入して渡す方法が一般的に使用されており、ウェブサイト（乙B35の9・10）にも、これらの方法を用いたソースコードの記載例が掲載されている。

e ポイント(4)（繰り返し処理 - `for` 文）

繰り返し処理の構文として、`for` 文、`while` 文及び `do while` 文等を使用することができるが、`for` 文は決められた回数だけ処理を繰り返す、`while` 文は条件を満たす場合には回数を決めずに処理を繰り返す、`do while` 文は少なくとも1回は処理を繰り返すといった処理内容の違いがある。

f ポイント(5)（条件分岐処理 - `switch` 文）

条件分岐処理の構文として、`switch` 文及び `if/else` 文を使用することができるが、変数が3個以上の値をとり、値によって処理を振り分けるときは `switch` 文が一般的に使用されており、ウェブサイト（乙B35の15・16）等にも、`switch` 文を使用したソースコードの記載例が掲載されている。

g ポイント(6)（スタック型ローカル変数の使用）

イベントに対するコールバック呼び出し時の引数として、文字列型の変数を使用することも可能であるが、スタック型のローカル変数を

使用する方法は一般的に使用されており、ウェブサイト（乙B34の50、乙B35の17、18）にも、スタック型のローカル変数にタグ名を保持するソースコードの記載例が掲載されている。

h ポイント(7)（コールバックの方法）

5 イベントの通知（コールバック）にインターフェースを使用することも可能であるが、抽象メソッドを使用する方法は一般的に使用されている。

(2) 検討

ア 複製又は翻案の成否

10 著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別

15 別の著作物を創作する行為をいい（最高裁平成11年（受）第922号同13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁）、複製とは、既存の著作物に依拠し、これと同一のものを作成し、又は、具体的表現に修正、増減、変更等を加えても、新たに思想又は感情を創作的に表現することなく、その表現上の本質的な特徴を維持し、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできるもの

20 を作成する行為をいうものと解される。

そして、プログラムは、その性質上、表現する記号が制約され、言語体系が厳格であり、また、電子計算機を少しでも経済的、効率的に機能させようとする

25 と、指令の組合せの選択が限定されるため、プログラムにおける具体的記述が相互に類似することが少なくない。著作権法は、プログラムの具体的表現を保護するものであって、機能やアイデアを保護するものではないところ、プログラムの具体的記述に選択の余地がな

いか、あるいは、選択の幅が十分でない場合又はありふれた表現である場合は、作成者の個性が発揮されていないものとして、創作性がないというべきである。他方、指令の表現、指令の組合せ、指令の順序からなるプログラム全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れている場合は、創作性が認められるべきである。

以下、原告においてプログラムの具体的記述を対比している本件対象部分1及び2に基づき検討する。

イ 本件対象部分1

(ア) 本件対象部分1における両ソースコードは、前記(1)エ(ア) a の(i)ないし(iv)のと通りのプログラム構造の下、同bの(I)ないし(III)のとおり、ポイント1ないし6について、ソースコードの記載が共通する。

(イ) もっとも、両ソースコードは、AppInfoが情報⑨ないし⑫を処理するためインスタンス変数⑨ないし⑫が設定されている点においてプログラム構造が相違し（前記(1)エ(ア) a）、インスタンス変数①ないし⑧に係る処理内容に限っても、AppInfoはインスタンス変数④の初期化を初期化メソッド①で行っているのに対し、SpAppInfoは初期化メソッド③で行い、インスタンス変数①ないし⑧の初期化の順序も完全には一致しない点、AppInfoは情報①③④だけをソケットSDKに提供している点等においてプログラム構造が相違し、これらに対応するソースコードの記載（ポイント7、8等）も相違するほか、インスタンス変数⑤の初期化の方法（取得した値の代入先（ポイント9）。）等に係るソースコードの記載も相違する（同b）。また、ソースコードの記述の具体的順序は大きく異なる（同b）。

(ウ) そして、WebAPIとの通信に必要な情報を提供するための指令の組合せは、WebAPIの仕様によって規制されるため本来的に同様

の組合せになりやすく、また、意味のある複数の情報や繰り返し実行する処理を変数やメソッドを用いることはプログラムの可読性を高める自然な記載であるというべきであり¹、W e b A P I との通信に必要な情報①ないし⑧を取得するための指令を、J a v a 言語で一般的に使用されるインスタンス変数や g e t メソッドを使用する手法（前記(1)オ(ア) a）によって記載（ポイント 1）するのは自然なことであって、インスタンス変数を使用せずに所定の情報を取得するソースコードを記載することができる（同 b）としても、それ自体はありふれた表現である。

また、同様に、g e t メソッドを介して情報を取得するためには対応するインスタンス変数を初期化する必要があり、そのための指令を、J a v a 言語で一般的に使用されるコンストラクタによって初期化メソッドを呼び出す手法（前記(1)オ(ア) a）によって記載（ポイント 2 及び 3）するのも自然なことであって、初期化メソッドを使用せずにインスタンス変数を初期化することができる（同 c）としても、それ自体はありふれた表現である。加えて、複数のインスタンス変数を設定した場合にいずれかの初期化メソッドを使用して適宜の順に初期化する必要があることは当然であるから、各インスタンス変数を所定の初期化メソッドを使用して適宜の順で初期化する記載（ポイント 4）もありふれた表現であるといわざるを得ない。

さらに、値を取得した直後にログを出力する方法やメソッドの処理の結果として後でまとめてログを出力する方法はいずれも一般的なものであり、定型的な表現であると認められる（前記(1)オ(ア) d）から、これらを用いた記載（ポイント 5 及び 6）も、それ自体はありふれた表現である。

(エ) このように、本件対象部分 1 における両ソースコードの記載に共通

する部分があるとしても（前記(ア)）、当該部分について表現上の創作性を認めることができないから（前記(ウ)）、AppInfoが、SpAppInfoの本件対象部分1の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているということとはできない。

5 また、仮に、上記ポイント1ないし8のありふれた表現を組み合わせることにより、本件対象部分1につき、全体として表現上の創作性を認める余地があるとしても、本件対象部分1におけるSpAppInfoの行数はわずか89行であり、ありふれた表現を組み合わせることによる創作性の程度は自ずと低いものといわざるを得ない。そして、前記
10 (イ)のとおり、本件対象部分1における両ソースコードの記載順序は大きく異なり、各行の記載を見ても、本件対象部分1に係るAppInfoのソースコード（141行）のうち、少なくとも約44%の行については明らかに相違し、その余の部分もソースコードの具体的な記述が一致しているわけではない。このように、両ソースコードを全体として見
15 たときの、記載内容、記載順序及び組合せの相違の程度に照らせば、AppInfoが、SpAppInfoの本件対象部分1の表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、AppInfoに接する者がSpAppInfoの表現上の本質的な特徴を直接感得することができるということもできない。

20 ウ 本件対象部分2

 (ア) 本件対象部分2における両ソースコードは、前記(1)エ(イ)aのと
 のプログラム構造の下、同bの(I)ないし(VII)のとおり、ポイント(1)
 ないし(7)について、ソースコードの記載が共通する。

 (イ) もっとも、両ソースコードは、XmlParserはcopyPropertyメソッドの処理も記載されている点等においてプログラム
25 構造が相違し（前記(1)エ(イ)a）、これに対応するソースコードの記載

(ポイント(9)) が相違しているほか、例外オブジェクト①の例外処理の方法 (ポイント(10)) 等に係るソースコードの記載も相違している (同 b)。

(ウ) そして、任意の形式のXMLデータの解析に共通する処理を定めた
5 クラスにおいて、`String`型、`Reader`型及び`InputStream`
`Reader`型の引数をとるインスタンスメソッドを用意し、`XmlPullParser`
`Parser`を使用してXMLデータを解析する場合、XMLデータの
要素を読み込む処理を繰り返し、読み込んだXMLの要素に応じて処
理を分岐し、分岐した処理の中でXMLデータの要素に応じたコールバ
10 ックメソッドを呼び出してイベントを通知 (コールバック) するという
解析通知処理や、XMLデータ解析中にエラーが発生した場合に例外オ
ブジェクト①②を固有の例外クラスに変換して通知 (スロー) するとい
う例外処理は一般的に行われているところ (前記(1)オ(イ) a c)、繰り返
し処理に `for` 文や `while` 文、条件分岐処理に `switch` 文や `i`
15 `f / else` 文が用いられ、例外処理に `try / catch` 文が用いら
れるのが一般的であり、これらの構文を入れ子構造として組み合わせる
記載例もあること (同 c e f) からすれば、各構文の特徴を踏まえ、こ
れらを組み合わせて上記各処理に係る指令を記載すること (ポイント(2)
(4)(5)) は、ありふれた表現である。そして、上記各処理に係る指令に対
20 し、`XmlPullParser`のインスタンスを取得する方法 (ポイ
ント(1))、コールバックメソッドに引数となる値を渡す方法 (ポイント
(3))、コールバック呼び出し時の引数の設定 (ポイント(6)) 及びイベン
トを通知 (コールバック) する方法 (ポイント(7)) として、いずれも限
られたありふれた選択肢 (前記(1)オ(イ) b d g h) の中から、一般的に
25 使用される指令の一つを組み合わせたというだけでは、ありふれた表現
であることに変わりはないというべきである。

(エ) このように、本件対象部分2における両ソースコードの記載に共通する部分があるとしても（前記(ア)）、当該部分について表現上の創作性を認めることができないから（前記(ウ)）、Xm l P a r s e r が、S p Xm l P a r s e r の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているとはいえない。

また、仮に、上記ポイント(1)ないし(7)のありふれた表現を組み合わせることにより、本件対象部分2につき、全体として表現上の創作性を認める余地があるとしても、本件対象部分2におけるS p Xm l P a r s e r の行数はわずか56行であり、ありふれた表現を組み合わせることによる創作性の程度は自ずと低いものといわざるを得ない。そして、前記(イ)のとおり、本件対象部分2における両ソースコードの各行の記載を見ても、本件対象部分2に係るXm l P a r s e r のソースコード（65行）のうち、少なくとも約30%の行については明らかに相違し、その余の部分もソースコードの具体的な記述が一致しているわけではない。このように、両ソースコードを全体として見たときの、記載内容、記載順序及び組合せの相違の程度に照らせば、Xm l P a r s e r が、S p Xm l P a r s e r の表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、Xm l P a r s e r に接する者がS p Xm l P a r s e r の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるということもできない。

エ 小括

以上のとおり、本件対象部分1及び2の対比によっても、ソケットSDKが本件SDKを複製又は翻案したものであるということとはできない。加えて、本件SDKのクラス数は56個であるのに対し、ソケットSDKのクラス数は39個であって、クラス構成も異なり（前記(1)イ(ア)及びウ(ア)）、本件対象部分1及び2はこれらのうち2個のクラスにすぎないから、この意味からも、ソケットSDKが、本件SDKの表現上の本質

的な特徴の同一性を維持しているということとはできないし、ソケット SDK に接する者が本件 SDK の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるということもできない。

(3) 原告の主張について

5 ア 本件対象部分 1

原告は、①AppInfo と SpAppInfo は、いずれも 8 個の情報にそれぞれ別個のインスタンス変数を用意し、インスタンス変数に対応する get メソッドを介して情報提供するというプログラムの基本的な仕組みや各インスタンス変数を初期化する手順が同一である、②別紙
10 5-1 のとおり、AppInfo と SpAppInfo は、ソースコードの表現に同一性を有する部分が極めて多い、③別紙 5-3 の「原告の主張」欄のとおり、ポイント 1 ないし 6 に創作性が認められるから、AppInfo から SpAppInfo の表現上の本質的な特徴を直接感得することができ、ポイント 7 ないし 12 は SpAppInfo の表現上
15 の本質的な特徴を直接感得することを妨げるものではないなどと主張しており、原告作成の報告書等（甲 43、46、55、59、60、68、70、74）にはこれに沿う記載がある。

しかしながら、上記①について、原告においてプログラムの具体的記述を対比している本件対象部分 1 において、8 個の情報にそれぞれ別個
20 のインスタンス変数を設定し、初期化メソッドを使用してこれらを初期化し、所定の情報を取得するという処理の記載に創作性が認められないことは前記(2)イで説示したとおりであるところ、プログラムの基本的な仕組みや処理の流れ自体は、著作権法 10 条 3 項 3 号所定の「解法」であって、著作物としての保護を受けない部分であるから、プログラムの
25 表現上の創作性とは無関係である。

また、上記②について、本件対象部分 1 における SpAppInfo の

ソースコードは89行にとどまり、AppInfoのソースコードのうち約44%について記載が相違していること（前記(1)エ(7)b）からすれば、ソースコードの表現に同一性を有する部分が極めて多いとはいえない。

さらに、上記③について、ポイント1ないし6に係る記載がいずれも一般的なものであり、それ自体がありふれた表現であることは前記(2)イで説示したとおりであって、両ソースコードを全体として見ると、記載内容、記載順序及び組合せが異なることからすれば、AppInfoが、SpAppInfoの本件対象部分1の表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、AppInfoに接する者がSpAppInfoの表現上の本質的な特徴を直接感得することができるということもできないことも、前記(2)イに説示したとおりである。

イ 本件対象部分2

原告は、①XmlParserとSpXmlParserは、いずれも4個の異なるインスタンスメソッドが連携してXMLデータの解析を行う構成を有し、XMLデータを解析中にエラーが発生した場合、固有の例外クラスに変換して通知（スロー）するというプログラムの基本的な仕組みや処理手順が同一である、②別紙6-1のとおり、XmlParserとSpXmlParserは、ソースコードの表現に同一性を有する部分が極めて多い、③別紙6-3の「原告の主張」欄のとおり、ポイント(1)ないし(7)に創作性が認められるから、XmlParserからSpXmlParserの表現上の本質的な特徴を直接感得することができる、ポイント(8)ないし(10)はSpXmlParserの表現上の本質的な特徴を直接感得することを妨げるものではないなどと主張しており、原告作成の報告書等（甲44、47、55、59、60、68、70）にはこれに沿う記載がある。

しかしながら、上記①について、原告においてプログラムの具体的記述

を対比している本件対象部分2において、4個の異なるインスタンスメソッドを設けてXMLデータを解析し、例外処理を行う指令の組合せに創作性が認められないことは前記(2)ウで説示したとおりであるところ、プログラムの基本的な仕組みや処理の流れ自体は、著作権法10条3項3号所定の「解法」であり著作物としての保護を受けないことは前記アと同様である。

また、上記②について、本件対象部分2におけるSpXmlParserのソースコードは56行にとどまり、XmlParserのソースコードのうち約30%は記載が相違していること（前記(1)エ(イ)b）からすれば、ソースコードの記載に同一性を有する部分が極めて多いとはいえない。

さらに、上記③について、ポイント(1)ないし(7)に係る記載がいずれも一般的なものであり、それ自体がありふれた表現であることは前記(2)ウで説示したとおりであって、両ソースコードを全体として見ると、記載内容、記載順序及び組合せが異なることからすれば、XmlParserが、SpXmlParserの本件対象部分2の表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、XmlParserに接する者がSpXmlParserの表現上の本質的な特徴を直接感得することができるということもできないことも、前記(2)ウに説示したとおりである。

(4) まとめ（争点4）

以上によれば、ソケッツSDKは、本件SDKの複製物又は翻案物に当たるといえないから、被告の行為によって、本件SDKに係る原告の著作権（複製権又は翻案権）が侵害されたとはいえない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、原告の著作権に基づく差止め等請求及び損害賠償請求は理由がない。

4 争点5（本件SDKが営業秘密に該当するか）及び争点6（被告が営業上の

利益を図り又は原告に損害を加える目的で本件SDKを使用又は開示したか)について

(1) 原告は、被告が、原告から示された営業秘密である本件SDKを参照してソケットSDKを制作し、平成29年12月12日以降、レコチョクに対してソケットSDKを納品した行為が、営業秘密である本件SDKの使用又は開示に当たり、不競法2条1項7号所定の不正競争に該当すると主張する。

(2) 本件SDK及びソケットSDKは、いずれもAndroid端末向けの本件アプリに組み込まれ、本件アプリに同期歌詞表示機能を付加するためのプログラムであり、WebAPIを介して必要な同期歌詞データに係る情報をサーバーにリクエストし、サーバーからのレスポンスであるXMLデータを解析し、解析結果をユーザー端末の画面に表示するという共通の機能を有するプログラムであり（前記3(1)ア）、WebAPIの仕様によって処理内容や指令の選択が制約されるものである。

前記3(4)のとおり、ソケットSDKは、本件SDKのソースコードを複製又は翻案したものであるとはいえないところ、前記3(2)で説示したとおり、本件対象部分1及び2における両ソースコードのプログラム構造や記載が共通する部分（ポイント1ないし6及びポイント(1)ないし(7)）は、いずれも書籍やウェブサイトにも多数の記載例が掲載されているような一般的な手法を組み合わせたありふれた記載であって、本件SDKを参照しなければ作成できないようなものではないから、ソケットSDKと本件SDKにおいて共通するプログラム構造や記載に係る情報が有用であるということとはできない。

そして、本件SDKのクラス数は56個であるのに対し、ソケットSDKのクラス数は39個であり（同イ(ア)及びウ(ア)）、原告が対比しているのはそれらのうち各2個のクラスにとどまり、本件対象部分1におけるSpAppInfoのソースコードは89行であって、AppInfoのソースコードのうち約44%は記載が相違し（同エ(ア) b）、本件対象部分2におけるS

p X m l P a r s e r のソースコードは56行であって、X m l P a r s e r のソースコードのうち約30%は記載が相違している（同エ(イ)b）。そうすると、本件SDK及びソケットSDKの全体の行数は不明であるものの、本件SDKとソケットSDKのソースコード全体に対して、ソースコードの記載が共通する部分の分量は、極めて限定的である。

以上のとおり、ソケットSDKと本件SDKにおいて共通するプログラム構造や記載に係る情報が有用であるとはいえず、共通するプログラムの記載部分も極めて限定的であることからすれば、仮にソケットSDKが営業秘密であり、被告がソケットSDKを制作した際に本件SDKを参照した可能性を否定できないとしても、被告の行為が営業秘密の使用又は開示（不競法2条1項7号）に当たると評価することはできない。

(3) 以上によれば、被告がソケットSDKを制作してレコチョクに納品した行為につき不競法2条1項7号所定の不正競争は成立しない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、本件SDKに係る不正競争を理由とする同法3条に基づく差止及び廃棄請求並びに同法4条に基づく損害賠償請求は理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、本件差止対象データを第三者に開示し又は自ら使用することの差止めを求める部分及び本件差止対象データの消去を求める部分は不適法であるからいずれも却下することとし、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官

高

橋

彩

裁判官

西

山

芳

樹

裁判官

瀧

澤

惟

子

別紙 1

省略

(別紙2)

プログラム目録1

- 5 1 プチリリSDK (PetitLyrics SDK 1.3 (Android版))
- 2 プチリリSDK (petitlyrics-sdk-1.3.1 (Android版))
- 3 プチリリSDK (petitlyrics-SDK-1.3.4 (Android版))
- 10 4 プチリリSDK (petitlyrics-sdk-1.3.4b (Android版))

以上

(別紙3)

プログラム目録2

パッケージ名「j p . c o . s o c k e t s . l y r i m o k i t」(製品名
5 「L y r i m o K i t 1 . 0 . 0」)として製造、使用されているプログラム
以上

別紙 4－1、別紙 4－2、別紙 4－3、別紙 5－1、別紙 5－2、別紙 5－3、別
紙 6－1、別紙 6－2、別紙 6－3
省略